

社会福祉法人愛生会

評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛生会の評議員の報酬等について定めるものである。

(役員等の報酬総額)

第2条 評議員に対して、各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(評議委員会の出席報酬等)

第3条 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第3条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

報 酬 (日額)

評議員会出席報酬	5,000円
----------	--------

費用弁償 (日額)

区分	宮崎県内	宮崎県外 九州管内	九州以外
交通費	2,000円	10,000円	50,000円

区分	1泊につき
宿泊料	10,000円

- 2 遠方の場合に限り宿泊を要する時のみに宿泊料は支給する。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第3条 評議委員が法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

報 酬 (日額)

出張時報酬	5,000円
-------	--------

費用弁償 (日額)

区分	宮崎県内	宮崎県外 九州管内	九州以外
交通費	2,000円	10,000円	50,000円

区分	1泊につき
宿泊料	10,000円

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は実情を考慮し、増減額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

改 訂

平成30年4月1日